

元高小中第1482号
令和2年1月14日

各市町村・学校組合教育委員会
理科教育設備整備費等補助金事務担当課長 様

高知県教育委員会事務局小中学校課長
(公 印 省 略)

小学校及び特別支援学校小学部の理科教育等設備台帳作成要領
の改正について（通知）

標記の件について、令和元年12月24日付け事務連絡にて別添のとおり文部科学省初
等中等教育局教育課程課から通知がありました。

つきましては、貴管内の学校に対しご周知いただきますようお願いいたします。

<担当> 高知県教育委員会事務局 小中学校課 総務担当 TEL 088-821-4735 FAX 088-821-4926

令和元年12月24日

各都道府県教育委員会都道府県立学校担当課
各都道府県教育委員会市区町村立学校担当課 御中
都道府県知事部局学校法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人の理事長

文部科学省初等中等教育局教育課程課

小学校及び特別支援学校小学部の理科教育等
設備台帳作成要領の改正について（通知）

この度、理科教育設備整備費等補助金交付要綱を令和元年8月7日付け元文科初第606号で改正したことに伴い、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の小学部の理科教育等設備台帳作成要領を別添のとおり改正しました。

改正の主要な事項は下記のとおりですので、十分に御了知の上、域内の市町村教育委員会、所管又は所轄の学校に対し、御周知いただくようお願いいたします。

また、中学校（義務教育課程の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含む。）及び特別支援学校の中学部並びに高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）及び特別支援学校の高等部に係る理科教育等設備台帳は、従来どおり取り扱い願います。

記

1 主な改正事項について

- (1) 「総括表」及び「設備表」について、一部様式の変更を行ったこと。
- (2) 「品目別整備状況一覧表」について、作成を要しないこととしたこと。
- (3) 「設備表」について、一定の条件を満たす場合、それぞれの学校において置かれている備品台帳等をこれに代えることができることとしたこと。

2 運用面での留意事項について

- (1) 今回改正した理科教育等設備台帳は、令和2年度予算に係る補助事業から適用する。
- (2) 各設置者及び各学校は、理科教育設備の使用年数及び耐用年数を把握し、老朽化した設備については、所定の手続きに従い廃棄及び更新を計画的に行うこと。

3 その他

文部科学省 HP「理科及び算数・数学教育のための設備の整備」において、関連の資料を掲載しておりますので、こちらも御活用ください。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/rikasansuu/index.htm



【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課庶務・助成係
TEL:03-5253-4111（内線 2425）

理科教育等設備台帳の改正について

○「今後の理科教育設備整備費補助等の在り方について(平成31年4月22日)」及び理科教育設備整備費等補助金交付要綱の改正(令和元年8月7日一部改正)を踏まえ、理科教育等設備台帳(小学校分)を改正するもの。

○理科教育設備整備費補助金交付要綱の適用時期に基づき、小学校は令和2年度から改正した理科教育等設備台帳を使用する。

○理科教育設備整備費補助金交付要綱の改正時期に合わせ、中学校は令和3年度から、高等学校は令和4年度から改正する理科教育等設備台帳を使用する予定。

< 現行の台帳 >

【総括表】

【品目別整備状況一覧表】

【設備表】

< 改正後の台帳 >

【総括表】

- 様式の一部改正
(主な改正内容)
- ・「当該年度の整備額」欄の記載方法の簡素化
 - ・「うち国庫補助金額」欄の単位変更

廃止

○作成を要しない

【設備表】

- 様式の一部改正
(主な改正内容)
- ・「最重点設備」の明確化
 - ・「当該年度整備状況」欄の記載方法の変更
 - ・1組50万円以上の設備の明確化(財産処分対象設備を明確化)

【各学校で管理している備品台帳】

あるいは



- 一定の条件を満たす場合、それぞれの学校において置かれている備品台帳等を設備表に代えることができる。
- (条件)
- ・総括表は所定のものを使用すること
 - ・理科設備、算数設備を抽出できること
 - ・設備表に定める全ての項目が抽出できること

理科教育等設備台帳…理科教育設備整備費等補助金の交付対象となる全ての学校において作成(各年3月31日現在)

〔小学校理科教育等設備台帳作成要領〕

1 対象学校

理科教育設備整備費等補助金（以下「補助金」という。）の交付対象となる全ての小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）において作成すること。

なお、作成する学校種別毎に総括表の「小学校理科教育等設備整備台帳（理科設備）」の「小学校」をそれぞれ、「視覚特別支援学校（小学部）」、「聴覚特別支援学校（小学部）」又は、「肢体等特別支援学校（小学部）」と読み替え、また、算数設備については、「（理科設備）」を「（算数設備）」と読み替え、「知的特別支援学校（小学部）」を含め、それぞれ作成すること。

2 作成時期

各年３月３１日現在において作成すること。

3 作成責任者

校長

4 対象設備

各学校で管理する理科設備又は算数設備の状況について作成すること。

5 総括表について

(1)「令和２年３月３１日現在の現有額」は、「設備表」の「令和２年３月３１日現在の現有状況」の「現有額」の合計額を記入すること。

(2)「学校規模」は、当該年度の５月１日現在で、「学校基本調査」に記載された学級数等を記入すること。

なお、特別支援学級を設置する場合は、内数で、特別支援学級数及び学校教育法第８１条に定める知的障害等の障害種別を記入すること。

(3)「基準金額」は、理科教育設備整備費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）別記２－１に定める「１校当たりの基準金額」を記入すること。

(4)「前年度末現有額」は、令和２年度においては、「令和２年３月３１日現在の現有額」を、令和３年度以降においては、「設備表」の前年度の「年度末における現有状況」の「現有額」の合計額を記入すること。

(5)「当該年度の整備額」は、「設備表」の「当該年度整備状況」の「整備額」の合計額を記入すること。

また、「うち国庫補助金額」は、交付要綱第１３条第１項に定める確定額を記入すること。

(6)「廃棄等による処分額」は、「設備表」の「廃棄等」の「処分額」の合計額を記入すること。

(7)「台帳作成者 職・氏名」は、実際に台帳の記入にあたった者の職名及び氏名を記入すること。

(8)「台帳作成責任者 職・氏名」は、作成責任者の職名及び氏名を記入すること。

6 設備表について

(1)「区分」は、交付要綱別記２別表に定める理科設備については、「計量器、実験機械器具、野外観察調査用具、標本及び模型」を、算数設備については、「提示説明器具、実験実習器具及び計算器具」の区分を記入すること。

また、それぞれの区分ごとに小計を算出すること。

(2)「品目」及び「基準数量（組）」は、交付要綱別記２別表に定める品目及び数量（組）を記入すること。

また、それぞれの品目ごとに小計を算出すること。

(3)「構成品名」は、「品目」に該当する整備品名（製作した設備を含む。）を品名ごとに記入すること。

また、「最重点設備○」は、交付要綱別記２別表に定める「最重点設備」の場合、「○」を記入すること。

(4)交付要綱別記２別表に定める品目に該当しない品目（以下「品目外品目」という。）については、「区分」及び「品目」に「その他」と記入すること。ただし、「品目外品目」に係る「基準数量（組）」は、記入する必要のないこと。

また、「構成品名」に整備品名を記入すること。

(5)「令和２年３月３１日現在の現有状況」は、現有設備の数量（組）及び現有額を記入すること。なお、現有額は、取得時の価格によること。

(6)各年度における「当該年度整備状況」は、補助金以外による設備を含め、整備された全ての設備の数量（組）及び整備額を記入すること。なお、整備額は、取得価格を記入すること。

なお、当該年度整備状況における整備額は、取得価格が１組１万円未満の設備は含まないものとする。

また、「補助金交付設備○」は、補助金が交付されている設備である場合、「○」を記入すること。

(7)「当該年度整備状況」における「うち財産処分制限対象（補助金交付設備のみ）」は、補助金が交付されている設備のうち、取得価格が１個又は１組５０万円以上の場合に数量（組）及び整備額を記入すること。

なお、財産処分の制限については、交付要綱第１６条を参照のこと。

(8)各年度における「廃棄等」は、廃棄等により財産処分した設備の数量（組）及び処分数額を記入すること。なお、処分数額は取得時の価格によること。

(9)各年度における「年度末における現有状況」は、令和２年度においては、「令和２年３月３１日現在の現有状況」の数に、「当該年度整備状況」の数を加え、「廃棄等」の数を差し引いて算出すること。

また、令和３年度以降においては、前年度の「年度末における現有状況」の数をもとに、令和２年度の場合と同様の方法により算出すること。

7 その他

上記により定める設備表は、以下の条件をいずれも満たしている場合、各学校において備えられる備品台帳等に代えることができることとする。

①総括表は文部科学省が定めるものを使用すること。

②理科設備及び算数設備を抽出できること。

③上記により定める設備表の全ての項目が抽出できること。